

---

# 文化資源活用課

---



文化財を次世代へ継承するため、適切な周期での修理、修理人材の養成、材料・用具等の確保、防火・防災対策等を推進する「文化財の匠プロジェクト」を実行するとともに、伝統芸能や伝統工芸等への支援の充実、世界文化遺産・日本遺産等の文化資源の継承・磨き上げの支援により、地域活性化を図る。

## 1. 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備

25,658百万円 ( 25,156百万円)

○文化財保存技術の伝承や、文化財関連用具・原材料等の調査、重要文化財の適正な修理周期での修理等を支援する。世界遺産・国宝等の防火対策、耐震対策を促進する。

○R5予算(案)の主な事業：

- ・文化財保存技術の伝承等
- ・文化財関連用具・原材料等調査事業
- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
- ・歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業
- ・重要文化財等防災施設整備事業



選定保存技術保持者  
(漆工品修理)



絵画・書跡の修理具・材料



<建造物解体修理の様子>  
重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟 (秋田県)

## 2. 多様な文化遺産の公開活用の促進等

19,058百万円 ( 19,245百万円)

○伝統芸能や伝統工芸等の重要無形文化財の伝承者養成等に対して補助等を行うとともに、邦楽演奏家の拡大や楽器製作の担い手継承を進める。地域計画の策定支援、世界文化遺産・日本遺産等の情報発信等の取組への支援等を行う。

○R5予算(案)の主な事業：

- ・無形文化財の伝承・公開
- ・地域計画の策定支援
- ・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業



重要無形文化財「京舞」  
各個認定保持者



民俗芸能大会の開催

### ※参考「文化財の匠プロジェクト」における5か年計画（令和4年度～令和8年度）

○文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

建造物（木造）：137件（R3）→161件（R8）

美術工芸品：200件（R3）→280件（R8）

史跡等：308件（R3）→495件（R8）

○防火・耐震対策の推進

防火：27件（R3）→147件（R8）

耐震：39件（R3）→169件（R8）

○文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の生産支援拡大

5分野（R3）→25分野（R8）

○選定保存技術保持者・保存団体の拡大

58人34団体（R3）→80人47団体（R8）

# 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和5年度予算額(案)

11,334百万円

(前年度予算額)

11,206百万円)

令和4年度第2次補正予算額

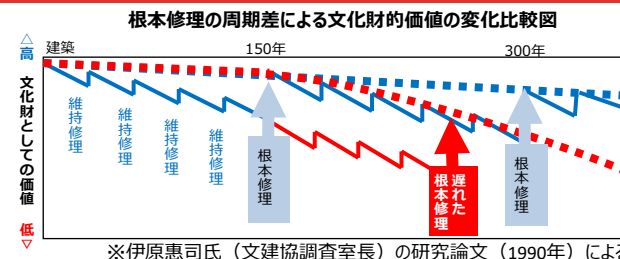
178百万円



## 背景・課題

国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。



## 事業内容

### ● 補助対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業
- (8) 環境保全等



重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟  
半解体修理の様子（秋田県）

### ● 補助事業者：所有者、管理団体等

### ● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

### 先端技術活用



ドローンを使用したSfM写真測量  
による3Dモデリングデータ



3Dレーザースキャナ  
による計測作業状況

### 修理機会を捉えた情報発信



修理現場公開の様子  
願興寺本堂（岐阜県）



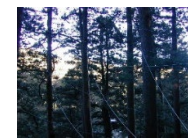
パンフレット等  
による解説

### 文化財の公開活用



松城家住宅  
バリアフリー整備  
スロープの設置  
（静岡県）  
展示解説整備（福岡県）

### 周辺環境整備



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

### アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和3年	令和8年
137件	161件

（年間の木造建造物の修理事業実施件数）

文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

### アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化（木造建造物）

現在の修理周期	適正な修理周期
維持修理 約40年	維持修理 30年
根本修理 約200年	根本修理 150年

### インパクト（国民・社会への影響）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

# 歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備事業

令和5年度予算額(案)

5,311百万円

(前年度予算額

5,221百万円)

令和4年度第2次補正予算額

726百万円



## 背景・課題

史跡名勝天然記念物等は本質的価値の保存が必要であり、劣化により修理や復旧が必要となった場合には速やかに処置を行わなければ損壊が拡大してしまう。

しかし、近年、経年による劣化や自然災害の増加などから総事業量が増加していることから、修理が遅れ、工期の長期化や更なる損壊が生じる状況となっている。我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するため適正な周期で修理等を実施できるよう支援する必要がある。



孕み出しが進み崩落の危険があった石垣



整備が遅れて石垣が崩落

史跡 洲本城跡整備工事 (兵庫県)

## 事業内容

- 補助対象事業
  - (1) 史跡等総合活用整備事業
    - ア 復旧 (保存修理)
    - イ 環境整備
    - ウ 活用施設整備等
  - (2) 先端技術活用事業
- 補助事業者：所有者、管理団体等
- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

### 保存と活用の一体的整備

#### ガイダンス施設・案内板等の整備

- ・ 情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- ・ 多言語化により訪日外国人に対応



史跡「ガラヤダ古墳」のガイダンス施設整備 (大分県日田市)



名勝「伝法院庭園」の庭園修景整備 (東京都台東区浅草寺)

魅力ある活用を図るための環境の整備  
観光客を呼び込み長時間滞在を実現  
文化財を通じた地域の活性化の達成

### 保存・修理整備

- ・ 適切な周期にのっとった保存整備

#### 歴史的建造物の復元整備

- ・ 地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- ・ 観光資源としての史跡等の価値向上



史跡「鳥取城跡附太閤ヶ平」の中ノ御門表門復元展示 (鳥取県鳥取市)

### 先端技術活用 (石垣調査)

- ・ 石垣等の測量図化の事前実施
- ・ 崩落危険性の早急な察知の実現



特別史跡「大坂城跡」の石垣測量 (大阪府大阪市)



史跡「先島諸島火番盛」の石垣測量 (沖縄県宮古島市・石垣市・多良間村・竹富町・与那国町)

### アウトプット (活動目標)

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和3年	令和8年
308件 (36件)	495件 (36件)

※括弧内の件数は重要文化財等防災施設整備事業による史跡等の整備件数  
文化財の匠プロジェクト (令和3年12月24日 文部科学大臣決定) に基づく目標値

### アウトカム (成果目標)

修理周期の適正化

現在の修理周期	適正な修理周期
概ね 45年	概ね 30年

### インパクト (国民・社会への影響)

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

# 重要文化財等防災施設整備事業

令和5年度予算額（案） 1,991百万円  
 （前年度予算額） 1,763百万円  
 令和4年度第2次補正予算額 4,842百万円



## 背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要がある。また文化財の活用に当たっては、見学者等の安全を確保する必要がある。このために必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施するものである。（補助率：最大85%）

## 事業内容

### 【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火設備の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・最新の知見による文化財防災施設整備についての事例集を作成

### 【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

### 早期発見



### 初期消火



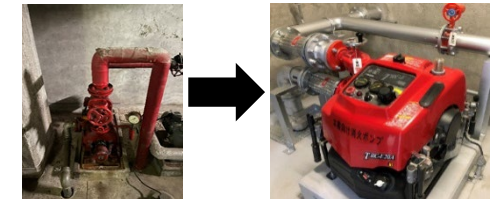
### 延焼防



### 耐震対策



### 老朽化対策



### アウトプット（活動目標）

- 令和5年度末時点の進捗（国土強靱化5か年加速化対策関係）  
 （令和3年～5年の見込み）
- 防火対策  
 建造物：58件を整備（R4.3月末時点）  
 （令和3年度からの進捗率62%）
  - 耐震対策：44件の整備に着手（R4.3月末時点）  
 （令和3年度からの進捗率42%）

### アウトカム（成果目標）

- 防火対策（令和6年度までに）  
 建造物：不特定多数の者が入場する世界遺産・国宝の対策進捗率100%（103件）
- 耐震対策（令和7年度までに）  
 不特定多数の者が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財建造物207件の内、耐震対策着手率50%（104件）

### インパクト（国民・社会への影響）

- 防火対策  
 国宝・重要文化財建造物、博物館等の防火設備の整備が充実し、火災による文化財の被害が減少し、文化財の保存が図られる。
- 耐震対策  
 文化財建造物の地震による被害が軽減されるとともに、見学者等の人的被害が防がれる。

# 文化財の匠プロジェクト 《概要》

令和3年12月24日文部科学大臣決定（令和4年12月16日改正）

## 1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、**（1）修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と（2）計画的な保存・継承の取組**を推進するため、**5か年計画**（令和4年度～令和8年度）を策定。

## 4. 重点的な取組内容

### （1）文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- ▶ 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の**生産支援の拡大**  
：5分野（R3）→25分野（R8）
- ▶ 文化財修理に不可欠な**原材料のリスト化・公表**、生産支援を通じ安定供給につなげる
- ▶ **国指定文化財建造物の修理機会における需要創出**（伝統的な和紙や畳の活用等）
- ▶ 関係省庁との連携  
：地域特産作物としての原材料の生産体制の強化、国有林野事業と連携した資材の確保・育成（農林水産省）、「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保（総務省）等

### （2）文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- ▶ 後継者養成を課題とする保存技術について選定保存技術**保持者・保存団体の拡大**
- ▶ **保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに団体認定を推進**  
：58人34団体（R3）→80人47団体（R8）
- ▶ 後継者が一人前になるまでの**研修に必要な原材料の確保等**に係る経費を措置  
：110万円（R3）→210万円（R4～）
- ▶ 選定保存技術に親しみを持ってもらえる**通称を付与**、文化財修理技術者や用具・原材料生産者を対象とする**表彰制度を創設**
- ▶ 「修理調査員」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化
- ▶ 国立の「文化財修理センター（仮称）」の設置に向けた検討を順次推進

### （3）文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- ▶ 各文化財類型に応じ、**必要な事業規模を漸次確保**

年間修理事業件数 (予備ベース)	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物(木造)	137件	161件	建造物(木造)：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ

適正な修理周期に基づく年間修理件数  
建造物：維持修理30年、根本修理150年  
美術工芸品：概ね50～100年（材質による）  
史跡等整備：概ね30年

- ▶ **防火・耐震対策の推進**  
：防火：27件（R3）→147件（R8）  
耐震：38件（R3）→169件（R8） ※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）
- ▶ **国指定文化財について分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を推進**
- ▶ 必要な事業規模を確保した上で文化財修理等に係る**多様な資金調達**の活用

※黄色ハイライトは改正事項



文化元年（1804年）に建てられた建物の保存と活用に取り組みの中で、2016年度にこの建物を活用するために必要な上下水道工事の費用をクラウドファンディング（以下、「CF」）で募った。  
募入費のスキームで、リターンは「支援者の名前を本館玄関口に掲示」「カフェのランチ無料券」などを設定し、目標金額100万円を超える支援が集まり、工事が可能となった。

### CASE STUDY B-1

#### 江戸時代の 歴史的建造物を 後世に残したい

青島高島石市

#### 実施背景

2014年1月 市の重要な景観の1つである重要文化財の建物が解体されることになり、その建物を保存・活用するため、個人がNPO法人を立ち上げた。  
当初は私費により、建物を買い取り、本館等を改修し、コミュニティスペース・カフェ・宿泊施設等として活用していくための工事を2年以上かけ準備していた。本館1階は活用できる程度にまで改修できた段階で、水回りの設備は全く進んでおらず、そのため、500万円を超える全体の改修費用のうち、上下水道工事にかかる費用をCFで募ることとした。



#### 初期（元調査）

- 【実施主体】NPO法人 文化財の歴史のまちづくり研究会
- 【文化財概要】重要文化財・本館1／概要：町家2名刺（本館1）／所有者：NPO法人 文化財の歴史のまちづくり研究会

#### 成果・今後の取組

☑ 目標100万円に対し、約107万円の支援があった。  
このような取組に賛同者が続々と集ったNPO法人は、現在は50名程度の会員数となり、ボランティアも各地域へ呼びかけて活動している。カフェ・宿泊施設等としての活用も始まっており、今後も活用しながらこの建物を守っていく。

# 文化財に関する特別交付税措置（令和4年度）

<12月算定> 令和4年12月12日改正後の特別交付税に関する省令(以下「省令」という。)に基づき作成

◇道府県分：次の表の1から3までの規定及び5の規定によって算定した額の合算額に0.5を乗じて得た額に財政力指数に応じた係数（※1）を乗じて得た額

◇市町村分：次の表の1から4までの規定によって算定した額の合算額に指定都市（特別区を含む。）にあっては0.5を、その他の市町村にあっては1.0をそれぞれ乗じて得た額に、5の規定によって算定した額に財政力指数に応じた係数（※2）を乗じて得た額を加えた額

(根拠条文)：道府県分…省令第2条第1項第1号の表第14号、市町村分…省令第3条第1項第3号口の表第3号

1 当該道府県（市町村）の区域内に所在する文化財保護法第2条第1項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第57条の規定による登録件数、登録無形文化財については、同法第76条の7の規定による登録件数、登録無形民俗文化財については、同法第90条の5の規定による登録件数とし、重要文化的景観については、同法第134条の規定による選定件数、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第144条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分		額(道府県)	額(市町村)
当該年度の4月1日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	重要文化財のうち建造物であるもの	280,000円	540,000円
	重要文化財のうち建造物以外のもの	10,000円	20,000円
	重要伝統的建造物群保存地区	1,470,000円	7,720,000円
	重要無形文化財(選定保存技術を含む。)	320,000円	300,000円
	重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	80,000円	590,000円
	史跡名勝天然記念物	260,000円	920,000円
	登録有形文化財のうち建造物であるもの	-	20,000円
	登録無形文化財	(調査により決定)	(調査により決定)
	登録無形民俗文化財	(調査により決定)	(調査により決定)
	重要文化的景観	-	920,000円
当該年度の5月1日現在における文化財保護法第182条の規定に基づく当該道府県の条例により指定又は登録された文化財	建造物	240,000円	130,000円
	美術工芸品	10,000円	10,000円
	無形文化財(選定保存技術を含む。)民俗文化財及び記念物	30,000円	30,000円
	文化的景観	-	30,000円
	伝統的建造物群保存地区	-	220,000円
	登録文化財のうち建造物であるもの	(調査により決定)	50,000円
	登録文化財のうち美術工芸品であるもの	(調査により決定)	10,000円
	登録無形文化財	(調査により決定)	10,000円
	登録記念物	(調査により決定)	10,000円
	登録有形民俗文化財	(調査により決定)	10,000円
	登録無形民俗文化財	(調査により決定)	20,000円

2 当該年度の4月1日現在における当該道府県（市町村）の区域内に所在する上の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に右の額を乗じて得た額

30,000円 110,000円



3 <u>埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の区分に従い、それぞれ同表の率の欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額</u>		
区分	率（道府県）	率（市町村）
保存目的調査等	0.8	0.8
緊急調査のうち試掘確認調査	0.8	0.8
緊急調査のうち本発掘調査	0.3	0.3
4 当該年度の4月1日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における <u>固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行った市町村については、当該減免額の合算額に右の率を乗じて得た額</u>		
伝統的建造物である家屋の敷地	-	0.375
伝統的建造物である家屋以外の家屋		
伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地		
5 <u>文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</u> (市町村においては、総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額)		
◇道府県分：文化財保護法第2条第1項に規定する文化財及び同法第182条の規定に基づく条例により指定又は登録された <u>文化財の災害復旧に要する経費</u> として総務大臣が調査した額に右の率を乗じて得た額	率（道府県）	率（市町村）
◇市町村分：同上 (根拠条文)：道府県分…省令第2条第1項第1号の表第52号、市町村分…省令第3条第1項第1号口の表第4号	0.8	0.8

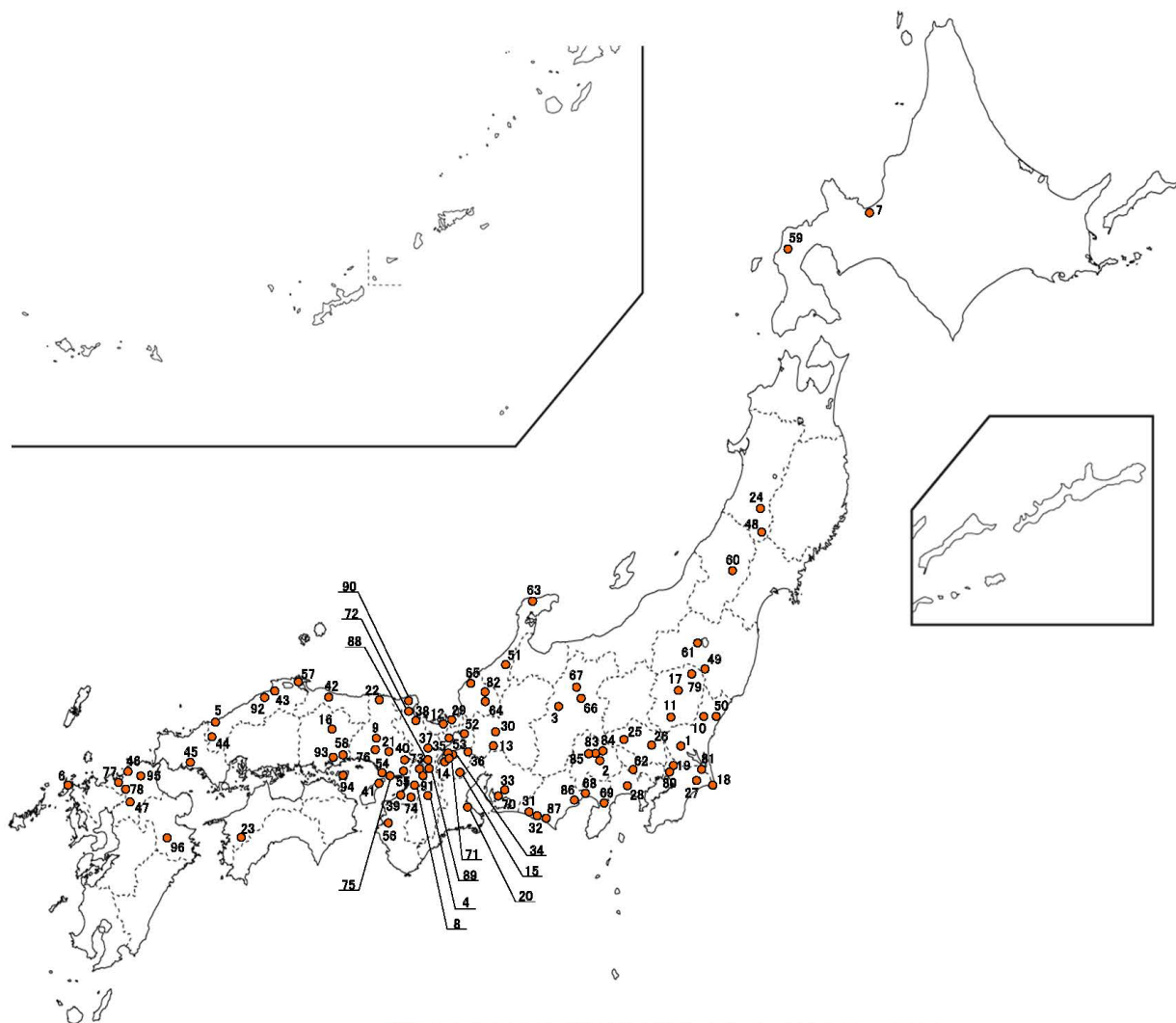
<3月算定> 令和4年3月17日改正後の省令に基づき作成

◇道府県分：文化財保護法第2条第1項に規定する文化財及び同法第182条の規定に基づく条例により指定された <u>文化財の災害復旧に要する経費</u> として総務大臣が調査した額に右の率を乗じて得た額から12月算定の額を控除した額	率（道府県）	率（市町村）
◇市町村分：同上 (根拠条文)：道府県分…省令第4条第1項第1号の表第39号、市町村分…省令第5条第1項第1号口の表第5号	0.8	0.8
◇道府県分：令和元年度から令和6年度までの間に限り、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された建造物であって世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第27条第2項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の <u>防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に右の率を乗じて得た額に財政力指数に応じた係数(※1)を乗じて得た額</u>	率（道府県）	率（市町村）
◇市町村分：同上（財政力指数に応じた係数については※2参照） (根拠条文)：道府県分…省令附則第6条第4項、市町村分…省令附則第7条第8項	0.3	0.3

※1 財政力指数が0.8以上の道府県にあっては0.2、0.5以上0.8未満の道府県にあっては3分の7から当該道府県の財政力指数に3分の8を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）、0.5未満の道府県にあっては1.0

※2 財政力指数が0.8以上の市町村にあっては0.5、0.5以上0.8未満の市町村にあっては6分の11から当該市町村の財政力指数に3分の5を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）、0.5未満の市町村にあっては1.0

# 「文化財保存活用地域計画」認定市町村一覧(令和4年12月16日現在)



● : 「文化財保存活用地域計画」認定市町村(96市町村)

No.	都道府県	市町	No.	都道府県	市町	No.	都道府県	市町
1	茨城県	牛久市	33	愛知県	岡崎市	65	福井県	坂井市
2	山梨県	富士吉田市	34	滋賀県	近江八幡市	66	長野県	上田市
3	長野県	松本市	35	滋賀県	高島市	67	長野県	千曲市
4	奈良県	王寺町	36	滋賀県	多賀町	68	静岡県	富士市
5	島根県	益田市	37	京都府	京都市	69	静岡県	伊豆の国市
6	長崎県	平戸市	38	京都府	舞鶴市	70	愛知県	西尾市
7	北海道	札幌市	39	大阪府	泉佐野市	71	滋賀県	栗東市
8	大阪府	河内長野市	40	兵庫県	丹波篠山市	72	京都府	与謝野町
9	兵庫県	神河町	41	兵庫県	淡路市	73	大阪府	高槻市
10	茨城県	常陸大宮市	42	鳥取県	北栄町	74	大阪府	八尾市
11	栃木県	下野市	43	島根県	出雲市	75	兵庫県	神戸市
12	福井県	小浜市	44	島根県	津和野町	76	兵庫県	福崎町
13	岐阜県	岐阜市	45	山口県	山口市	77	福岡県	福岡市
14	滋賀県	草津市	46	福岡県	宗像市	78	福岡県	太宰府市
15	滋賀県	甲賀市	47	福岡県	久留米市	79	栃木県	那須塩原市
16	岡山県	津山市	48	秋田県	湯沢市	80	千葉県	鎌ヶ谷市
17	栃木県	大田原市	49	福島県	白河市	81	千葉県	香取市
18	千葉県	銚子市	50	茨城県	日立市	82	福井県	勝山市
19	千葉県	我孫子市	51	石川県	金沢市	83	山梨県	甲府市
20	三重県	明和町	52	滋賀県	長浜市	84	山梨県	山梨市
21	兵庫県	加西市	53	滋賀県	守山市	85	山梨県	甲斐市
22	兵庫県	香美町	54	兵庫県	明石市	86	静岡県	焼津市
23	愛媛県	松野町	55	兵庫県	西宮市	87	静岡県	袋井市
24	秋田県	横手市	56	和歌山県	湯浅町	88	京都府	亀岡市
25	埼玉県	秩父市	57	島根県	松江市	89	京都府	長岡京市
26	埼玉県	白岡市	58	岡山県	備前市	90	京都府	京丹後市
27	千葉県	富里市	59	北海道	今金町	91	大阪府	交野市
28	神奈川県	伊勢原市	60	山形県	寒河江市	92	島根県	大田市
29	福井県	若狭町	61	福島県	会津若松市	93	岡山県	瀬戸内市
30	岐阜県	美濃市	62	東京都	八王子市	94	香川県	小豆島町
31	静岡県	浜松市	63	石川県	輪島市	95	福岡県	飯塚市
32	静岡県	磐田市	64	福井県	大野市	96	大分県	竹田市

## 目的

■各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

## 事業概要

## 取組内容

### ◆地域文化遺産・地域計画等

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した特色ある人材育成や普及啓発等の取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援



(民俗芸能大会の開催)

### ◆地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業

経済効果に資する取組等を促し、地域の伝統行事・民俗芸能等の継承及び振興を図ることにより、地域経済の活性化及び地域振興を推進

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成デジタル化等の取組を支援



(行事の開催)

### ◆文化財保存活用地域計画作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

地域計画の作成に向けた取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施



(研修会の実施)

### ◆世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイド育成研修の実施)

### ◆ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域で行われる、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に関するボランティアガイドの養成やシンポジウムの開催、保護活用に係る課題解決のための調査研究等を支援



(普及啓発イベントの開催)

### ◆地域のシンボル整備等

地域計画等を作成しており、かつ地域の核(シンボル)である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援



(建造物の修理)

## 背景・課題

地域社会総がかりで文化財の保存・活用の取組をより促進させるため、平成30年の文化財保護法の改正により文化財保存活用地域計画制度を創設した。本事業では文化財保存活用地域計画等を作成している市区町村に対し、地域の文化財を積極的に活用する取組を支援するものである。

## 事業内容

文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。以下「地域計画等」という。）に基づき、地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する。それにより、地域における文化財の保存・活用の取組を促進させる。

- 補助事業者： 地域計画等を作成している市区町村
- 補助金の額： 補助対象経費の50%
- 補助対象事業： 地域計画等に基づき市区町村が行う次の事業（市区町村が補助または自ら行う事業への補助）
  - ①国登録文化財の機能維持
  - ②文化財の保存・活用を行う団体への取組支援
- 事業開始年度： 令和3年度

### 国登録文化財の機能維持の事例（R3年度 石川県加賀市）

「深田久弥 山の文化館」として活用されている国登録有形文化財「旧山長織物会社」の機能維持のため、瓦の破損・ずれや雨漏りが生じていた屋根の改修工事を実施。



### アウトプット(活動目標)

- 整備した国登録文化財の数

令和3年	令和4年	令和5年（予定）
1	3	4

- 支援した文化財保存・活用団体の件数

令和3年	令和4年	令和5年（予定）
3	5	4

### アウトカム(成果目標)

初期（令和5年度）  
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。  
（達成度65%）

中期（令和8年頃）  
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。  
（達成度80%）

長期（令和13年頃）  
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。  
（達成度100%）

### インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

国登録文化財の機能維持や文化財の保存・活用を行う団体への取組支援を通じ、積極的な地域の文化財の保存・活用の取組を促進する。それにより、地域の人々が主体となって文化財の総合的な活用の推進等を図ることで地域の活性化に資することを旨とする。

# Living History (生きた歴史体感プログラム)事業

令和5年度予算額(案)

792百万円(713百万円)



## 概要

文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環を創出を行う。また、訪日外国人観光客が多く見込まれる日本遺産や世界文化遺産などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や美観向上などを行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

## 事業内容

【補助対象事業者】 地方公共団体等 【補助率】 1/2 (ただし、条件に応じ2/3を上限に加算)

① 文化財建造物や史跡等の文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするため、外国人観光客が歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できるような復元行事や展示・体験事業などの取組を支援する **【Living History (生きた歴史体感プログラム) 促進事業】**



(「名護屋城跡」にて黄金の茶室を再現した茶会体験)



(伊賀市周辺「丸山城跡」にて忍者文化を体感)



(「一乗谷朝倉氏遺跡」戦国城下町の暮らし体験)

② 日本遺産や世界文化遺産などの外国人観光客が見込まれる地域で、魅力向上につながる一体的な整備や美観向上を行い、観光拠点としての磨き上げを実施 **【文化遺産観光拠点充実事業】 【国指定等文化財磨き上げ】**



(ガイダンス施設の整備)



(蓮華王院本堂 (三十三間堂) 建造物の美観向上 (塗装の振り直し)



## 課題・目的

訪日外国人旅行者が地域の観光資源である文化財を訪れた際、解説文の多言語表記が不十分等の理由により、魅力が伝わりにくいといった課題が指摘されている。訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対してデジタル技術を活用した多言語解説媒体を整備する事業を、観光庁の施策と連携させつつ実施する。

## 事業内容

### ●デジタル技術を活用した多言語解説媒体を整備する取組を支援（補助事業）

- ・補助対象事業者 文化財所有者、自治体、民間事業者（観光協会）等
- ・対象経費 多言語解説文の執筆、多言語解説コンテンツの作成、コンテンツを閲覧するための媒体（解説板、タブレット等）の整備 等
- ・限度額 3,000万円又は補助対象経費の3分の1（加算要項あり）

### ●観光庁「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」との連携・協カイメージ



観光庁  
Japan Tourism Agency



文化庁

- ・専門家を地域に派遣し、多言語解説文（英・中）の作成を支援
- ・多言語解説文の執筆、監修に携わる専門人材のリストアップ

- ・観光庁事業で作成した解説文を活用し、多言語解説媒体を整備
- ・文化庁事業で作成する解説文の監修に観光庁人材を使用することを推奨

## R3年度整備事例（八幡市（京都府））

- 事業名 八幡市文化観光解説一体整備事業
- 主な対象文化財 石清水八幡宮本社(国宝)・摂社(重要文化財) など
- 事業内容 観光庁「令和2年度地域観光資源の多言語解説整備支援事業」で作成した英語解説文を活用し、日本語・英語解説文を掲載した説明板を整備した。また、詳しい解説文を読むことができる多言語パンフレット（英語・中国語）を作成した。なお、説明板・多言語パンフレットにはQRコードを掲載し、QRコードを読み取ることで、ウェブサイトから詳しい解説や周辺マップを閲覧することができるようにした。

